

新たな道路・交通ネットワークをいかしたまちづくり支援事業 制度要綱

令和5年4月28日5都市政開16号 制定

令和7年3月3日6都市多第232号 改正

(目的)

第1条 この要綱は、「多摩のまちづくり戦略の基本的考え方」に基づき、新たに整備する広域的な道路・交通ネットワークの沿線地域等において、先進的なまちづくりに取り組む地区（以下「対象地区」という。）を選定し、当該地区を有する市町に対し東京都（以下「都」という。）が必要な支援を行い、多摩の活力を高める個性や魅力のあるまちづくりの促進を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 都は、第1条に定める目的を達成するため、多摩地域の市町が行う対象地区のまちづくりの検討事業（以下「検討事業」という。）に対し、必要な支援をする。

2 知事は、前項の規定による支援の対象となる検討事業を行う対象地区の募集を行い、次に掲げる選定基準を踏まえ、当該事業を支援することが適当であると認めるものを、市町長の申請に基づき、選定するものとする。

(1) 検討事業を行う市町が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

(2) まちづくりの検討内容が先進的な取組であると都が判断するもの。

(3) 検討事業を行う地区が、新たに整備する広域的な道路・交通ネットワーク（多摩都市モノレール、南多摩尾根幹線道路など）沿線周辺にあること。

3 前項の規定による検討事業を行う地区の募集に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(報告等)

第3条 知事は、検討事業の検討内容、検討に基づき策定した計画、計画に基づくまちづくりの実施等について、市町に対し、報告等を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による報告及び検討事業の成果等を、必要に応じて公表することができる。

(都の支援)

第4条 知事は、予算の範囲内において、検討事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。